

第71期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分予定）

開催場所

東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社本社会議室

郵送による議決権行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

コンバム株式会社

証券コード TSE：6265



■ 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役4名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	31

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権の行使につきましては、可能な限り郵送による事前行使をご検討ください。

また、総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード6265
2022年3月9日

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目6番18号
コンバム株式会社
代表取締役社長 伊 勢 幸 治

第71期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）による議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社 本社会議室

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第71期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第71期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトへ掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

<<当社ウェブサイト <https://www.convum.co.jp>>>

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、ご出席の株主様へのお土産の提供、株主総会終了後の事業方針説明会は中止とさせていただきますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第71期期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円00銭 総額38,914,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	い せ こう じ 伊 勢 幸 治	代表取締役社長	再 任
2	さ とう ゆたか 佐 藤 穰	取締役執行役員 開発担当兼開発部長	再 任
3	くに まつ たか ゆき 國 松 孝 行	営業部長	新 任
4	すぎ やま たつ お 杉 山 達 郎	社外取締役	再 任 社 外 独 立

新 任

新任取締役候補者

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	い せ こう じ 伊 勢 幸 治 (1965年2月3日生) 再 任	1986年 2 月 当社入社 1999年 6 月 当社取締役 2002年 6 月 株式会社コンバムコーポレーション（現 当社岩手事業所）代表取締役社長 2004年 6 月 当社取締役 2013年 3 月 当社常勤監査役 2014年 3 月 当社専務取締役経営企画担当 2015年 3 月 当社代表取締役社長（現任） CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 （現任） 妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司 董事長（現任） CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役社長（現任） 2016年 8 月 CONVUM USA,INC.取締役（現任）	82,410株
(取締役候補者とした理由) 伊勢幸治氏は、代表取締役社長、海外子会社の代表としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、 豊富な経験と知識を有しています。また、1999年から長年にわたり当社の取締役の任務に就いて おり、当社並びに当社グループを強いリーダーシップにより牽引してまいりました。当社取締役と して企業経営に従事し、適切に職務遂行をしていることから、引き続き取締役候補者としておりま す。			
2	さ と う ゆたか 佐 藤 穰 (1965年7月31日生) 再 任	1984年 4 月 当社入社 2003年 3 月 当社営業部部长 2003年 6 月 株式会社秋田妙徳取締役 2005年 5 月 当社開発部部长 2008年 4 月 当社執行役員東日本営業担当 2008年 8 月 CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 2009年 6 月 当社執行役員開発部部长 2013年 3 月 当社取締役執行役員開発担当兼開発部長 CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 2015年 3 月 当社取締役常務執行役員開発部部长 CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事 2015年 6 月 当社取締役常務執行役員開発担当兼開発 部長 2021年 3 月 当社取締役執行役員開発担当兼開発部長 （現任） 妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司 副董事長（現任） CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事 （現任）	15,800株
(取締役候補者とした理由) 佐藤穰氏は、開発部門の責任者として、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。 また、2013年3月から9年間当社取締役として企業経営に参画し、適切に職務遂行をしているこ とから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
3	くに まつ たか ゆき 國 松 孝 行 (1973年9月13日生) 新 任	1996年 4 月 当社入社 2002年 4 月 当社経営管理部課長 2010年 8 月 当社営業部次長 2011年 4 月 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 2016年 1 月 当社営業部長 (現任) 2021年 3 月 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 (現任)	5,700株
(取締役候補者とした理由) 國松孝行氏は、管理部門の幹部や国内外営業部門の責任者、海外子会社の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。経営幹部として会社経営及び運営に携わっており、当社の継続的な成長のための適切な人材であると判断し、取締役候補者といいたしました。			
4	すぎ やま たつ お 杉 山 達 郎 (1959年11月17日生) 再 任 社 外 独 立	1983年 4 月 日本光学株式会社 (現株式会社ニコン) 入社 2002年 1 月 株式会社ニコン・エシロール転籍 生産 企画部ゼネラルマネージャー 2005年 7 月 株式会社那須ニコン出向 代表取締役社 長 2010年 8 月 株式会社ニコン・エシロール執行役員 2015年10月 株式会社ニコン再入社 2016年 5 月 Optos株式会社 (現株式会社ニコンソリ ューションズ) 出向 取締役経営管理部 長 2018年 5 月 社会保険労務士・FP事務所オフィスアラ イト設立 代表 (現任) 2021年 3 月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 社会保険労務士・FP事務所オフィスアイト代表	一 株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 杉山達郎氏は、精密機器メーカーでの企業経営者としての豊富な経験と高い見識及び社会保険労務士としての豊富な経験と知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。当社は同氏から経営全般についての有益な助言及び監督をいただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の杉山達郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者である杉山達郎氏と、定款の定めに従って会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、社外取締役候補者である杉山達郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役福田康博氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候 補 者 の 有 す る 当 社 の 株 式 数
さ とう しん いち 佐 藤 伸 一 (1966年 2月18日生) 新 任	1991年 9 月 ヒロセ電機株式会社入社 2004年 4 月 当社入社製造部資材課課長 2013年 1 月 当社製造部工程管理課課長 2013年 8 月 当社営業部課長 2016年 4 月 当社製造部部長 2018年 4 月 当社品質保証部部長 2021年 4 月 当社開発部品品質保証係係長（現任）	2,200株
(監査役候補者とした理由) 佐藤伸一氏は、長年に渡り製造業界での製造管理や品質管理に関する業務に従事し、当社入社後は、製造、品質管理、営業の幹部としての任務を通じて、当社の事業活動及び業界に関する豊富な経験と高度な知識を有しております。それらを当社の監査において活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年 1 月 1 日)
(至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 営業の状況

当連結会計年度における世界経済は、各国での積極的な新型コロナウイルスワクチン接種による、ウィズコロナを踏まえた経済活動の回復が顕著となり、各業界における設備投資が全般的に回復いたしました。しかし、新たな変異株による感染再拡大、急速な設備投資回復の影響による半導体部材の供給不足や各種原材料価格の高騰、各国間での物流の停滞も影響し、先行きの不透明な状況が継続しております。また、日本経済においても、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の急速な感染拡大の影響を受け、先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、半導体製造装置関連需要は、国内、アジアを中心に堅調に推移いたしました。食品機械業界、自動車関連業界、各種自動機関連においても、部材の高騰や半導体部品供給不足の影響は受けましたが、人手不足による生産設備自動化の需要を受け、堅調に推移いたしました。また、徐々に展示会を再開するなど、販売促進を強化し、電子部品及び半導体業界の需要に対応しながら、特にロボット関連製品の販売に注力してまいりました。開発面においては、真空吸着に特化した独自製品の開発と、主力製品の基礎研究を強化する取り組みを行い、電動化の推進と新素材及び新形状の吸着パッドの開発を進めました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高は2,469百万円（前年同期比113.1%）、連結経常利益は576百万円（前年同期比161.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は402百万円（前年同期比164.5%）となりました。

② 製品群別の状況

【コンバム（エジェクタ）】

全般的に設備投資需要が増加し、半導体製造装置、各種自動機での新規装置需要及び生産増加によるメンテナンス需要が堅調となり、当期の連結売上高は847百万円となりました。全製品に占める売上高構成比は34.3%となり、前年同期比1.9ポイント上昇いたしました。

【吸着パッド】

設備投資需要の増加と生産活動の高まりに伴い、特に半導体製造設備向けの大口径需要がありました。ロボット関連業界向けの新製品の需要拡大もあり、当期の連結売上高は1,180百万円となりました。売上高構成比は47.8%となり、前年同期比4.5ポイント低下いたしました。

【圧力センサ】

半導体製造装置向けの需要拡大により、需要は堅調に推移いたしました。その結果、当期の連結売上高は240百万円となりました。また、売上高構成比は9.8%となり、前年同期比1.7ポイント上昇いたしました。

【FA機器その他】

各種自動機での新規設備需要の増加と設備稼働率状況の改善を受け、真空関連機器のメンテナンス部品の需要が高まりました。その結果、当期の連結売上高は200百万円となりました。売上高構成比は8.1%となり、前年同期比0.9ポイント上昇いたしました。

③ 製品群別売上高

(単位：千円)

	第 70 期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)			第 71 期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		
	売 上 高	構 成 比	前期比	売 上 高	構 成 比	前期比
コンバム(エジェクタ)	707,326	32.4%	94.8%	847,677	34.3%	119.8%
吸 着 パ ッ ド	1,142,804	52.3	99.7	1,180,482	47.8	103.3
圧 力 セ ン サ	176,031	8.1	99.2	240,695	9.8	136.7
FA機器その他	157,317	7.2	70.1	200,972	8.1	127.7
合 計	2,183,479	100.0	95.2	2,469,827	100.0	113.1

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は足元では、半導体関連業界での新規設備投資や生産増によるメンテナンス需要が増加傾向にあります。しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、継続的な設備投資に関して慎重な状況は継続しております。日本経済においても、同様の状況となり、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の懸念を抱えた先行き不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは真空吸着機器に特化した基礎研究と新製品開発を推し進めます。各種生産設備の自動化需要を背景に、引き続き需要の増加が予想される、主力製品の吸着パッドについて、岩手事業所内に建設を行った新工場へ自動成形機を導入し、生産工程自動化の推進、生産効率の改善、品質の安定とコスト削減に取り組みます。開発面においては、近年のロボット需要の拡大に対応し、当社の真空吸着技術を応用したロボットハンドの開発と環境に配慮した電動化製品の開発による将来を見据えた取り組みを継続してまいります。

(3) 資金調達の状況

資金調達はございません。

(4) 設備投資等の状況

当期におきましては、主として、生産設備の増強並びに生産の効率化を目的とし、当社岩手事業所第5工場の建設、設備の増設等を行い、その総額は599,752千円でありました。その主なものは次のとおりであります。

建物及び構築物	384,733千円
機械装置及び運搬具	111,560千円

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 68 期 (2018年12月期)	第 69 期 (2019年12月期)	第 70 期 (2020年12月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高	2,752,064	2,294,628	2,183,479	2,469,827
経 常 利 益	423,189	229,606	357,728	576,317
親会社株主に帰属する当期純利益	310,870	147,849	244,931	402,793
1 株当たり当期純利益	205円24銭	96円40銭	157円41銭	258円77銭
総 資 産	4,851,247	5,034,038	5,241,407	5,693,422
純 資 産	4,436,405	4,581,497	4,772,841	5,140,528

(注) 1. 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

- ① 第68期につきましては、顧客ニーズに対応した製品開発と主力製品及びその主要部品の内製化のための基礎研究の強化を行い、販売面においては、ロボット関連製品の販売促進に注力することで、売上拡大に取り組んだ結果、売上高2,752百万円、経常利益423百万円、親会社株主に帰属する当期純利益310百万円となりました。
 - ② 第69期につきましては、積極的な製品開発を推進するとともに、主力製品については、基礎研究を強化する取り組みを行い、販売面においては、各種展示会への出展を積極的に実施し、特にロボット関連製品の販売促進に注力してまいりました。生産面においては、海外子会社では、現地での安定した品質確保のために品質保証部門を設置、現地市場に合わせた独自製品開発のスピードを上げるために開発部門を設置いたしました。この結果、売上高2,294百万円、経常利益229百万円、親会社株主に帰属する当期純利益147百万円となりました。
 - ③ 第70期につきましては、開発型メーカーとしての独自製品開発と、主力製品の基礎研究を強化する取り組みを行いました。また、社内システムの改善を推進し、生産効率の強化を実施しました。販売面においては、営業活動が制限を受ける中、業界を絞り込んだロボット関連製品開発と販売促進に注力してまいりました。この結果、売上高2,183百万円、経常利益357百万円、親会社株主に帰属する当期純利益244百万円となりました。
 - ④ 第71期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第69期から適用しており、第68期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の状況となっております。

(6) 親会社及び子会社の状況
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司	280,000US\$	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売
CONVUM KOREA CO.,LTD.	100,000 ^千 KRW	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の製造・販売
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.	13,440 ^千 THB	49.6%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売
C O N V U M U S A , INC.	300,000US\$	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売

(7) 主要な事業内容

当社は下記の空圧機器、空圧装置、関連製品及び部品等の製造並びに販売を主な事業としております。

区 分	製 品 分 類
真 空 機 器	コンバム（エジェクタ式真空発生器）、吸着パッド、フィルタ、サイレンサ、圧力センサ、真空ポンプ、真空切換弁
空 気 圧 機 器	エアシリンダ、電磁弁、F R L（フィルタレギュレータ）及びその他の製品
機械（F A機器）及び部品	ロボットハンドキット及びその他の製品

(8) 主要拠点等

- ① 当 社 本 社 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
- ② 国 内 営 業 拠 点 全国3ヶ所
- ③ 国 内 生 産 拠 点 当社 岩手事業所（岩手県）
- ④ 海外生産・営業拠点 CONVUM KOREA CO.,LTD.（韓国）
- ⑤ 海 外 営 業 拠 点 妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司(中国)
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）
CONVUM USA,INC.（米国）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
男 性 86名	4名減
女 性 31名	1名減
合 計 117名	5名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員25名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
当社は2022年1月1日に、商号をコンバム株式会社に変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,600,000株
(2) 発行済株式総数 1,556,584株（自己株式100,416株を除く）
(3) 株主数 965名（前期末比35名減）
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 勢 興 産 株 式 会 社	282,760株	18.17%
伊 勢 す が 子	126,020株	8.10%
伊 勢 幸 治	82,410株	5.29%
い ず も 産 業 株 式 会 社	53,300株	3.42%
光 通 信 株 式 会 社	45,100株	2.90%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	37,800株	2.43%
M T A s i a 株 式 会 社	36,000株	2.31%
妙 徳 従 業 員 持 株 会	35,350株	2.27%
神 谷 信 一	31,100株	2.00%
株 式 会 社 日 伝	28,000株	1.80%

- (注) 1. 当社は自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	伊 勢 幸 治	妙徳空覇睦機械設備（上海）有限公司 董事長、CONVUM KOREA CO.,LTD. 代 表 理 事、CONVUM（THAILAND）CO.,LTD.代表取締役社長、CONVUM USA,INC.取締役
取 締 役	佐 藤 穰	開発担当兼開発部長、妙徳空覇睦機械設備（上海）有限公司副董事長、CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事
取 締 役	泉 陽 一	経営企画担当兼経営企画部長、CONVUM KOREA CO.,LTD専務理事、妙徳空覇睦機械設備（上海）有限公司副董事長、CONVUM（THAILAND）CO.,LTD.代表取締役、CONVUM USA,INC.取締役
取 締 役	大 内 崇	公認会計士
取 締 役	杉 山 達 郎	シンシア監査法人社員
常 勤 監 査 役	富 田 康 博	社会保険労務士・FP事務所オフィスアライト代表
監 査 役	友 田 勉	妙徳空覇睦機械設備（上海）有限公司監査役、CONVUM KOREA CO.,LTD.監査役
監 査 役	牧 村 博 一	MKビジネスコンサルティングオフィス 代表株式会社ディベロップメントコンサルティングオフィス 代表取締役

- (注) 1. 取締役大内崇、杉山達郎の両氏は、社外取締役であり、独立役員として届け出ております。
2. 監査役友田勉、牧村博一の両氏は、社外監査役であり、独立役員として届け出ております。
3. 取締役大内崇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役富田康博氏は、経理部門を長年経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に辞任した監査役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位及び重要な兼職の状況
小 畑 光 伸	2021年3月24日	常勤監査役
松 本 博 之	2021年3月24日	社外監査役
川野上 一 春	2021年3月24日	社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において制定した役員報酬に関する内規に基づき決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長を図る中で、各役割と責任を踏まえた適正な水準とするとともに、業績と成果を反映した報酬体系とする。具体的には、基本報酬としての月額報酬、業績連動報酬である賞与で構成し、社外取締役の報酬については、経営の監視機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとする。また、監査役の報酬については、あらかじめ株主総会で決議された範囲内で基本報酬のみを支給する。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は月額の固定報酬とし、役位や職責ごとに定められた内規の基準及び経営環境や他社の水準等を考慮して設定する。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬である賞与は、連結事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、内規に定められた当期連結経常利益を達成した場合に支給することとし、各取締役の業績や成果に対する評価に応じて配分する。

d. 退職慰労金に関する方針

退職慰労金は、在職中の貢献度に応じて、都度、取締役会で決議し、株主総会に議案として上程する。

e. 非金銭報酬等に関する方針

定めておりません。

f. 報酬等の割合に関する方針

定めておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会決議において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、2011年3月18日開催の第60期定時株主総会において、取締役金銭報酬限度額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

当社では、個人別の報酬等について取締役会決議に基づき代表取締役社長伊勢幸治がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、役員報酬に関する内規に基づいた各取締役の基本報酬の額及び各取締役の成果実績評価による賞与配分です。

これらの権限を委任した理由は、業界及び当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、取締役会の決議に際しては、事前に独立役員と協議いたしております。

取締役の個人別報酬等は、独立役員を交えた事前協議の上で取締役会にて決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63,242千円 (1,129千円)	52,783千円 (1,129千円)	10,460千円 (一 千円)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	10,527千円 (3,302千円)	10,527千円 (3,302千円)	一 千円 (一 千円)	6名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
2. 上記の取締役には、2021年3月24日開催の第70期定時株主総会の終結をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記の監査役には、2021年3月24日開催の第70期定時株主総会の終結をもって辞任した監査役3名を含んでおります。
4. 業績連動報酬等に係る実績は、連結経常利益576百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役大内崇氏の兼職先であるシンシア監査法人は、当社との間には、重要な関係はありません。

社外取締役杉山達郎氏の兼職先である社会保険労務士・FP事務所オフィスアライトは、当社との間には、重要な関係はありません。

社外監査役牧村博一氏の兼職先であるMKビジネスコンサルティングオフィス、株式会社ディベロップメントコンサルティングオフィスは、当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大内 崇	就任後開催の定例及び臨時取締役会 4 回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	杉山 達郎	就任後開催の定例及び臨時取締役会 4 回すべてに出席し、他社での豊富な企業経営経験と豊富な見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行っております。
監査役	友田 勉	就任後開催の定例及び臨時取締役会 4 回すべてに出席するほか、監査役会10回すべてに出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、毎月開催される、取締役と幹部社員で開催される経営会議にも参加しております。
監査役	牧村 博一	就任後開催の定例及び臨時取締役会 4 回すべてに出席するほか、監査役会10回すべてに出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、毎月開催される、取締役と幹部社員で開催される経営会議にも参加しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

24,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念及び経営理念に基づき、法令遵守と企業人及び社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。そのために、経営企画担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、本内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織として、コンプライアンス体制の運営状況について、法令上、定款上の問題の有無を調査し、報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

使用人が、取締役及び使用人の職務の執行につき、法令又は定款に適合しない事実があること又はその疑いがあることについて、通報を行う手段を確保するため、当該使用人が当社取締役又は使用人を經由せず直接にコンタクトできる社外の第三者機関によるコンプライアンスホットラインを設置し運用する。

前段の当該使用人が通報したことによって不利益な扱いを受けることがないよう必要な手段を講ずるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役会についてその議事録を作成し、取締役はその職務の執行に係る会議体議事録その他文書を作成する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、情報管理規程を定め、取締役はそれに従って、情報の保存及び管理を行う。文書管理規程には、文書受発信の管理、重要文書の保存期間及び保存方法を定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、売掛金管理規程、品質管理規程その他の業務管理規程に定める。

経営企画担当取締役は個々の企業行動のカテゴリーに応じ、常に各担当取締役と共にその発生の予防に努める。発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。監査役及び内部監査室は、それぞれの立場からもしくは協同して、リスク管理状況を監査し、代表取締役及び取締役会へ報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、代表取締役及び取締役の担当業務及び使用人兼務取締役の委嘱業務を決定し、個々の代表取締役及び取締役は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、執行役員及び幹部使用人を指揮監督して、その職務の執行を行う。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの管理については、関係会社管理規程を定め、経営企画担当取締役が統括管理を行い、個々の業務の適正については機能別に担当取締役が管理を行う。各子会社は、その自主独立性を尊重するが、経営の重要事項については事前に当社に提案、承認を得てから実行する。
各子会社は毎月、損益の結果及び資産負債の状況を当社に報告し、その内容は当社取締役会に報告される。当社グループの業務が適正に行われているか否かについて内部監査室が定期、不定期に監査を行い、代表取締役社長に報告する。この報告において指摘された管理上の問題点について、代表取締役社長はその改善、解消に努める。
監査役は、当社グループ全体の業務が適正に遂行されているか否かを監査し、そのために必要な資料の提出を個々の子会社に直接求めることができる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は遅滞なく監査役会と協議して、監査役が要求する能力を備えた使用人を監査役の下に配置する。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項により監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。
前号の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事考課については、監査役会の事前の承認を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその担当する業務執行につき報告を受ける。
内部監査室は、内部監査の実施及びその結果について、監査役会に報告しなければならない。

取締役は、監査役監査規程の定めに従い、当社及び当社グループに著しく損害を及ぼす虞のある事実を発見したとき、会計方針・会計基準の採用及び変更、その他重要な事項について監査役に報告をする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、また、稟議書その他重要書類を閲覧することにより重要な意思決定及び業務執行状況を把握し、自らの判断において取締役及び使用人に必要な説明を求める。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、相互に知りえた事実及び情報を開示しあうことにより、監査の実効性と監査目的達成の確保を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（1）の内部統制システムの整備を行い、取締役会において経営方針の策定等の重要事項を決定し、経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

監査役会は、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査役監査の他、重要な社内会議への出席等により、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等の決定につきまして、株主の皆様に対する長期的な利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開及び経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に対応した安定配当を行うことを基本方針としております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,992,506	流 動 負 債	400,006
現 金 及 び 預 金	1,959,789	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	45,259
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	272,961	未 払 法 人 税 等	115,046
電 子 記 録 債 権	305,514	賞 与 引 当 金	25,207
製 品	189,270	役 員 賞 与 引 当 金	10,460
仕 掛 品	119,453	そ の 他	204,032
原 材 料	101,888	固 定 負 債	152,888
そ の 他	44,097	退 職 給 付 に 係 る 負 債	136,675
貸 倒 引 当 金	△469	繰 延 税 金 負 債	1,834
		そ の 他	14,377
固 定 資 産	2,700,916	負 債 合 計	552,894
有形固定資産	2,081,315	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	952,477	株 主 資 本	4,946,821
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	345,385	資 本 金	748,125
土 地	702,152	資 本 剰 余 金	1,012,960
そ の 他	81,299	利 益 剰 余 金	3,305,460
無形固定資産	134,964	自 己 株 式	△119,724
投資その他の資産	484,636	その他の包括利益累計額	161,230
投 資 有 価 証 券	394,138	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	131,906
繰 延 税 金 資 産	5,685	為 替 換 算 調 整 勘 定	29,323
そ の 他	84,812	非 支 配 株 主 持 分	32,476
資 産 合 計	5,693,422	純 資 産 合 計	5,140,528
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,693,422

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年 1月 1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,469,827
売 上 原 価		1,129,291
売 上 総 利 益		1,340,536
販売費及び一般管理費		793,689
営 業 利 益		546,846
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,180	
受 取 配 当 金	7,370	
受 取 地 代 家 賃	12,672	
為 替 差 益	8,630	
そ の 他	8,838	39,691
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	215	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,610	
減 価 償 却 費	7,571	
そ の 他	823	10,221
経 常 利 益		576,317
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	859	859
特 別 損 失		
特 定 資 産 除 却 損	11,484	11,484
税金等調整前当期純利益		565,691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	160,399	
法 人 税 等 調 整 額	△2,493	157,906
当 期 純 利 益		407,785
非支配株主に帰属する当期純利益		4,991
親会社株主に帰属する当期純利益		402,793

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 1 月 1 日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	748,125	1,012,960	2,972,712	△119,724	4,614,073
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△70,046		△70,046
親会社株主に帰属する当期純利益			402,793		402,793
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	332,747	－	332,747
当 期 末 残 高	748,125	1,012,960	3,305,460	△119,724	4,946,821

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	121,742	9,460	131,202	27,564	4,772,841
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△70,046
親会社株主に帰属する当期純利益					402,793
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	10,164	19,863	30,027	4,911	34,939
連結会計年度中の変動額合計	10,164	19,863	30,027	4,911	367,687
当 期 末 残 高	131,906	29,323	161,230	32,476	5,140,528

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,567,855	流 動 負 債	369,880
現 金 及 び 預 金	1,671,108	買 掛 金	37,889
受 取 手 形	19,087	未 払 金	118,466
電 子 記 録 債 権	305,514	未 払 費 用	59,737
売 掛 金	220,749	未 払 法 人 税 等	113,911
製 造 掛 品	111,795	預 り 金	7,835
仕 掛 品	117,762	賞 与 引 当 金	20,152
原 材 料	80,893	役 員 賞 与 引 当 金	10,460
未 収 入 金	18,678	そ の 他	1,428
前 払 費 用	14,271	固 定 負 債	136,700
そ の 他	7,993	退 職 給 付 引 当 金	136,380
固 定 資 産	2,660,312	そ の 他	320
有形固定資産	2,033,438	負 債 合 計	506,580
建 物	892,835	純 資 産 の 部	
構 築 物	32,722	株 主 資 本	4,589,680
機 械 及 び 装 置	343,061	資本金	748,125
車 両 運 搬 具	587	資本剰余金	1,012,960
工 具、器 具 及 び 備 品	46,544	資 本 準 備 金	944,675
土 地	689,366	そ の 他 資 本 剰 余 金	68,285
建 設 仮 勘 定	28,322	利益剰余金	2,948,319
無形固定資産	131,052	利 益 準 備 金	6,165
ソ フ ト ウ ェ ア	6,798	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,942,154
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	103,137	別 途 積 立 金	515,000
借 地 権	20,680	繰 越 利 益 剰 余 金	2,427,154
そ の 他	436	自己株式	△119,724
投資その他の資産	495,821	評価・換算差額等	131,906
投 資 有 価 証 券	384,054	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	131,906
関 係 会 社 株 式	32,873	純 資 産 合 計	4,721,587
関 係 会 社 出 資 金	31,698	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,228,168
長 期 前 払 費 用	5,652		
差 入 保 証 金	3,356		
繰 延 税 金 資 産	18,160		
そ の 他	20,025		
資 産 合 計	5,228,168		

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 2021年 1 月 1 日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,997,352
売 上 原 価		902,880
売 上 総 利 益		1,094,472
販売費及び一般管理費		588,883
営 業 利 益		505,588
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	282	
受 取 配 当 金	31,552	
受 取 地 代 家 賃	10,596	
為 替 差 益	7,108	
そ の 他	5,891	55,431
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	215	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,515	
減 価 償 却 費	7,011	
そ の 他	795	9,537
経 常 利 益		551,482
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	859	859
特 別 損 失		
特 定 資 産 除 却 損	11,484	11,484
税 引 前 当 期 純 利 益		540,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	157,523	
法 人 税 等 調 整 額	1,997	159,520
当 期 純 利 益		381,336

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年 1 月 1 日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	748,125	944,675	68,285	1,012,960
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	748,125	944,675	68,285	1,012,960

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株 資 合 主 本 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 剰 余 益 金 計 合		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	6,165	515,000	2,115,864	2,637,029	△119,724	4,278,390
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△70,046	△70,046		△70,046
当 期 純 利 益			381,336	381,336		381,336
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	311,290	311,290	－	311,290
当 期 末 残 高	6,165	515,000	2,427,154	2,948,319	△119,724	4,589,680

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	121,742	121,742	4,400,132
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△70,046
当 期 純 利 益			381,336
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	10,164	10,164	10,164
事業年度中の変動額合計	10,164	10,164	321,454
当 期 末 残 高	131,906	131,906	4,721,587

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

コンバム株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田島 幹也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コンバム株式会社（旧会社名 株式会社妙徳）の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンバム株式会社（旧会社名 株式会社妙徳）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

コンバム株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田島 幹也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コンバム株式会社（旧会社名 株式会社妙徳）の2021年1月1日から2021年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見が一致いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

コ ン バ ム 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 富 田 康 博 印

監 査 役 友 田 勉 印

監 査 役 牧 村 博 一 印

(注) 監査役 友田勉及び牧村博一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

コンバム株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.convum.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- (1) 連結子会社の数 4 社
- (2) 連結子会社の名称 妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司
CONVUM KOREA CO.,LTD.
CONVUM(THAILAND) CO.,LTD.
CONVUM USA,INC.

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

製品、仕掛品、原材料 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く) … 主として、定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15～50年		
機	械	装	置	12年
工具、器具及び備品	2～10年			

- ② 無形固定資産(リース資産を除く) … 定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間5年

- ③ リース資産 ……………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

主として、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 5,685千円（相殺前の金額は86,786千円）

繰延税金負債 1,834千円（相殺前の金額は82,935千円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、過去及び当期における課税所得及び事業計画に基づき将来の課税所得を予測し、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や一定の仮定のもとに行っているため、将来におけるさまざまな経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の金額が変動し、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,289,390千円

2. 受取手形裏書譲渡高 2,193千円

3. 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,150,000千円

借入未実行残高 —

差引額 1,150,000千円

4. 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。

受取手形 —千円

電子記録債権 9,379千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,657,000	－	－	1,657,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	100,416	－	－	100,416

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	31,131千円	20円00銭	2020年 12月31日	2021年 3月25日
2021年8月11日 取締役会	普通株式	38,914千円	25円00銭	2021年 6月30日	2021年 9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

上記の事項については、2022年3月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	38,914千円	25円00銭	2021年 12月31日	2022年 3月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入しており、外部からの調達は行っておりません。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,959,789	1,959,789	—
(2) 受取手形及び売掛金	272,961	272,961	—
(3) 電子記録債権	305,514	305,514	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	382,704	382,704	—
資産計	2,920,970	2,920,970	—
(1) 支払手形及び買掛金	45,259	45,259	—
(2) 未払法人税等	115,046	115,046	—
負債計	160,306	160,306	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額11,434千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都大田区、韓国ソウル市及びその他の地域において、賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
88,101	155,501

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 期末時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

3,281円58銭

2. 1株当たり当期純利益

258円77銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当連結会計年度末 (2021年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	5,140,528
普通株式に係る純資産額 (千円)	5,108,051
差額の主な内訳	
非支配株主持分 (千円)	32,476
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,657
普通株式の自己株式数 (千株)	100
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,556

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	402,793
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	402,793
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,556

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券 時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、仕 掛 品、原 材 料 …………… 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) …………… 定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

機 械 及 び 装 置 12年

工具、器具及び備品 2～10年

無形固定資産(リース資産を除く) …………… 定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間5年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 18,160千円 (相殺前の金額は76,047千円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 53,140千円

短期金銭債務 6,076千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,181,278千円

3. 受取手形裏書譲渡高 2,193千円

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,150,000千円

借入実行残高 —

差引額 1,150,000千円

5. 事業年度末日満期手形及び電子記録債権

事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形及び電子記録債権が当事業年度末日の残高に含まれております。

受取手形 一千円

電子記録債権 9,379千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	245,811千円
仕 入 高	86,688千円
その他の営業取引高	63千円
営業取引以外の取引高	25,184千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	100,416	－	－	100,416

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	41,595千円
賞与引当金	9,336千円
未払事業税	6,765千円
減価償却費	4,700千円
減損損失	7,762千円
たな卸資産評価損	5,906千円
土地	7,346千円
未払費用	3,197千円
関係会社株式評価損	8,856千円
その他	1,773千円
繰延税金資産小計	97,241千円
評価性引当額	△21,193千円
繰延税金資産合計	76,047千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△57,887千円
繰延税金負債合計	△57,887千円
繰延税金資産の純額	18,160千円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はございません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,033円30銭
2. 1株当たり当期純利益 244円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当事業年度末 (2021年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	4,721,587
普通株式に係る純資産額 (千円)	4,721,587
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,657
普通株式の自己株式数 (千株)	100
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,556

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
損益計算書上の当期純利益 (千円)	381,336
普通株式に係る当期純利益 (千円)	381,336
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,556

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

(その他の注記)

該当事項はございません。